

令和元年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第5回水巻町議会定例会第1回継続会は、令和元年12月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年 12 月 定例会
(第 5 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

令和元年 12 月 9 日

水 卷 町 議 会

令和元年 第 5 回水巻町議会定例会第 1 回継続会 会議録

令和元年 12 月 9 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 5 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

日程第 1 報告第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 5 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

議案書の 2 ページですね。2 ページの 2 の主な変更内容の所ですね。「次のとおり各工事内容を変更します。」って。「空調機器搬入に伴う手摺・間仕切り壁撤去復旧等」ですね。これが 46 万 7 千円増、なっていますね。それから 2 番目の天井点検口の増工が 29 万 3 千円ですかね。これはですね、ひょっと見てみれば、空調機搬入に伴う手摺・間仕切りはですね、これはもう工事をする前段階でやっぱり、わかっとかにやいかんことなんですよ、私に言わせりゃ。なぜかと言えば、これを撤去せにゃあですね、手摺・間仕切りを撤去せにゃあ空調機の機器が運び入れられんとかですね、こんなことないんです。これ図書館長に言ったって仕方ないんですけど、これを見積もったですね、その建設土木の、建設の関係技術屋がですね、前もってそういう積算をしとかにやいかんわけですよ。で、こういうですね、杜撰な工事の契約の申込み方ですか、仕方ですかね。民間ではこんなこと許されんですよ。役所はしばしばこういうことある。歯がゆい思いです。そういう点ですね、なんで建設の技術屋を置いとるかって言いたいんだよ私は。こんなことわからんかって。

それからですね、天井点検口の増工ですよ。まあ、あなたたちの一般の家もですね、どこも天井を見る、入る口はどこもあるんです。どの家も。最初の作る段階で数が足らんやったかどうか知らんけど、これも私、ひとつのミスと思うんです。こういう点ですね、工事前、そういう考えができなかったかどうかお伺いします。どの担当者でもいいです。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員のご質問にお答えします。まず 2 階への空調機器の搬入に伴う手摺・間仕切り壁の

撤去復旧等についてでございますけども、まずはこれですね、2階に閉架書庫というのがあるんですが、そこに床置き式の電熱交換機、これを搬入する際、当初、設計の段階では総重量 800 キログラムぐらい全部であるんですけど、そういった機器を階段を利用して、ウインチを利用して搬入する予定だったので、あえて搬入経路は取っていなかったというふうなことになります。しかし、実際に施工にあたりまして、階段の強度がそれに耐えきれなかったということがわかりました。もう1点がですね、やはり安全性のことを考えまして、機器を3分割して2階に上げるわけなんですけど、そういった危険性も考慮して、読書テラスの手摺を撤去してそこに新たに搬入口を設けまして、足場を組んで、安全性を考慮して機器を搬入したという次第になっています。ですから当初こちらのほうも想定していないことが起こったということでご理解いただければと思います。以上です。

議長（白石雄二）

はい、古賀議員。

住宅政策課長（古川弘之）

議長、すみません。あともう1点、天井の点検口の関係、すみません、こちら答弁漏れで申し訳ありません。こちらのほうは改修前の点検口は15か所ありました。改修前、ドレーン管からの漏水案件とかですね、度重なる、そういった不具合が生じたことから、設計では新たに19か所の点検口を増設するとして、その後で老朽化したドレーン管、これの改修を予定していましたが、実際に作業に入ってみると天井のへりから天井まで約20センチしかない。幅がないということで、中に入って作業をすることが非常に困難ということがわかりまして。対処方法としては2つあったんですが、天井を全部撤去してするか、もう1点が点検口を新たに設けて作業の人が入る口として使うかということなんですけど、工期とかコスト面を考えた場合、天井口を設けてしたほうが良いと。そして先ほど申しましたように作業のとき、建築業者からの指導、アドバイス等もあって、室内機1か所につき、やはり点検口が1個あればいい、1か所あったほうが良いということで、そういったアドバイスも踏まえて変更ということになった次第でございます。以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、古賀議員。

7番（古賀信行）

1番目の空調機器搬入に伴う手摺・間仕切り壁撤去ですけど、まあこれ再質問なんですけど、これ今回は空調機器の取り換えなんですね。だから最初ですね、図書館作ったときに、これ設置するときですね、やっぱりそういう手摺・間仕切りつけてあるわけですよ。これは当初の設計段階の私はミスと思うんですけど。なぜかっていえば、まあガードレールもそうなんですけど、よく見てみれば、ガードレールの横のガイドですかね、板を、棒を取って外せるようにしているんですよ。で、そういういずれですね、図書館の空調機器もいずれ年数が経てば取り換えに

やいかんとわかっとなるからですね、当初の段階でそういう設計をする必要があったと思うんですけど、その点は今更言ったってどうしようもないんですけど、今後そういう点、気を付けていただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。工事契約の変更につきましては、やはり現場に実際入って、今までわからなかったことが見つかったということで、ある程度の工事変更というのは、まあ、致し方ないなというふうには考えております。それで、点検口がこういうふうには排気口ですか。と、一緒に点検口を、先ほど何と一緒に付けるって言ったんでしたっけ。その数と同じほど点検口を付けたらいいというお話でしたが、これは特別この図書館においてのみ、そういうやり方をしているのか、全ての公共施設においてこういうやり方を今後していくということなのか、そこ説明いただけますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員のご質問にお答えいたします。まあ全ての施設というところがそういったところになっているかという、ちょっとそれは違うと思います。敢えてですね、先ほど申しましたように、改修前にドレーン管から漏水が度々あったということで、やはり点検をきちっとやる必要があると思ひまして、そういったアドバイスを受けて変更した次第でございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。質疑を終わります。報告第 5 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分報告について、町長報告を終わります。

日程第 2 議案第 27 号 / 日程第 3 議案第 28 号 / 日程第 4 議案第 29 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 27 号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第 3、議案第 28 号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定について及び日程第 4、議案第 29 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての 3 案件を一括議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。古賀議員。

7番（古賀信行）

この条例改正は国の法改正に伴うものですが、先日、新聞に載っていましたが、この法改正がされてもですね、正職員と、この名前が変わった会計年度「再」任用職員ですね、給与のことを詳しく新聞に書いていました。その点ですね、まあ今、とっさに質問で答弁無理と思うんですけど、まあわかった範囲の答弁でいいんですけど、正職員と「再任用職員」の賃金格差ですかね。新聞にはだいたい大まかなことが書いていました。まあ以上ですけど。まあそういうのできなかったらできないでもいいです。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。ただいま古賀議員のご質問の中に「任期付職員」とか「再任用」とか言われたんですけども、「会計年度任用職員」、今回の条例の分だと思います。

西日本新聞に大きく一面で出ておりました。こちらの記事、何が問題かといいますと、月例給、月給を下げ、そのかわりその分を期末手当、ボーナスに反映させて年収ベースを同じにするということで、月々の給料を下げるような記事でございました。本町の場合につきましてはそのようなことはなく、月例給はそのままで、新たに期末手当、ボーナスですね。フルタイムの方にもパートタイムの方にも期末手当を支給するというようになっておりますので、年収ベースでいずれもですね、同じ働き方をすれば年収は上がってまいります。

会計年度任用職員ですから、文字通り会計年度、1年という範囲内で雇用をするわけですが、月例給のその基準というのは、一般職員の初任給だとかそういったものに準じて、我々が使っております給料表に基づいた給料、月例給を支給するようになっております。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませつか。古賀議員。

7番（古賀信行）

まあ、今の蔵元課長の説明を聞いていますと、一般職員の給料表に基づいて支給されると言われたんですけど、それやったら会計年度任用職員の給料が一般職員と同等になると思うんですけど、私、そう思わんですけど、その点どうですか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。先ほど申し上げましたが、給与の基準となるのが給料表を使ってということで、先ほどの質問で申し上げましたが、1年、会計年度ですから4月から3月までの雇用で

ございますので、私たちのように20年、30年務めていけばそれなりに昇給等ございますけども、こういった方たちは1年間限りの、基本的には原則1年間で、更新は出来てまいりますけども、一度だけは昇給いたしますが、もう上限を定めるようにと法律でなっておりますので、続けて雇用された場合は1回は昇給いたしますが、それからは昇給はいたしません。新たに期末手当とかですね、今までなかった通勤手当とか、そういったものが支給されるようになってまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第27号、議案第28号及び議案第29号については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第5 議案第30号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第30号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第30号 水巻町印鑑条例の一部改正については総務財政委員会に付託いたします。

日程第6 議案第31号

日程第6、議案第31号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第31号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については文厚産建委員会に付託いたします。

日程第7 議案第32号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第32号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第32号 水巻町子どものための教育・

保育給付等に関する条例の一部改正については文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 33 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。議案書の 13 ページ。まず民生費の障害者福祉費が 7 千 500 万という大変大きい金額で扶助費のほうが増えております。で、全て、障害福祉サービス事業費が 3 千万、障害児通所給付事業費 3 千 500 万、更生医療費 1 千万というふうに内訳、なっておりますが、今、水巻町のですね、この障害者福祉の現状っていうかですね、障害者の増え続けている状況というのを少し説明していただけたらと思います。

それとですね、その後の 8 款の土木費。道路新設改良費ですけども、工事請負費で通学路安全対策工事として 5 千 300 万円が減額されております。これにつきましては工事数が減ったと。予算が国庫補助も少なかったというような説明を受けておるんですけども、まあ、通学路に関することでございますので、文厚委員会に資料等、提出していただけたらと思うんですが、今、道路を新設やら改修やらをしようとする建設課の計画ですね、通学路に関する。それで今年はどこがだめだったので、それは次どこにまわす、次にまわすとか、それがちょっとわかるようにですね、なんとかヌメリ石線とかなんとかっていう難しいあれじゃなかなかわからないので、できれば地図も付けてですね、ここを何年度は計画的にやっておりますというですね。そういうわかりやすい資料を提出していただけたらと思います。

それと、15 ページの公有財産購入費、用地取得費 3 千 850 万が減額となっております。これは只今の資料いただきました行政報告の地図のこの建設課の資料の黄色い部分のことですね。これだと協議中というふうになっております。この金額のことだと思うんですけども、ここに何台分を計画しているのかということとですね。で、この農地転用とかがなかなか進まなかったというようなことが今回の減額の理由と聞いておりますが、その今後の方向性というか、何が問題であって進まなかったのかということをお聞きしたいと思っております。それと、今後どういうふうに解決していくのかということをお聞きしたいと思っております。

それと最後です。えっと――。

議 長（白石雄二）

岡田議員。ひとつずついきましょう。

5 番（岡田選子）

質問がね、3 回だから。一気にお願いしたいと思っております。

それと、教育費の放課後児童のところの、児童クラブの運営引き継ぎ業務委託料、50 万というふうになっておりますが、この 50 万の根拠ですね。と、まあ引き継ぐためのいろいろ経費が

かかるということなんですけど、まあ50万という金額がどういう金額なのかということの説明していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

岡田議員のご質問にお答えいたします。まず今回、増額補正をお願いしております3款1項5目の扶助費につきまして、こちらはまた委員会のほうでもご報告はいたしますけれども、国費・県費の当然、負担金も増額しておるところでございますけれども、まず障害福祉サービス事業費につきましては、これは在宅で利用するものと施設に入所してご利用するものと2つございまして、在宅で利用するものに、主にホームヘルパーさんの派遣であるとか、あと生活介護という、まあ基本的に施設の方が多いんですけれども、日中の入浴・食事等の介護を受ける、施設入所に限りませんが、主に施設入所の方が受けるサービス。それと、就労系サービス。まあ主に精神障がいの方がご利用になる就労系サービス等のメニューにつきまして特に大きく増えている。そして住まいの場の提供のサービスというのは、施設入所ですね。それと共同生活援助、グループホームの入所。こちらが増えているということでございます。

今回の3千万円の増額につきましては、特にホームヘルパーの派遣と生活介護、それと就労系サービス、施設入所。この4点について利用者数が増えたということで増額の補正をお願いしております。

あと、児童は主に児童発達支援。日常生活の基本的な動作とか集団生活への適応訓練を提供する児童発達支援と放課後等デイサービス。これはいわゆる障がい児学童と言われているものですが、放課後等デイサービスの利用人数の増加ではなくて、こちらは1人あたりの利用料の増加によって増額をお願いしております。

それと、更生医療費でございますけれども、こちらはご承知のように腎臓が十分機能しなくなったときとかに治療として行う人工透析と、心臓機能が低下した場合のペースメーカーの埋め込み術というのがございますけれども、こちらは特に生活保護を受給されている方のご利用が非常にこの頃増えておりまして、生活保護を受給されている方のご利用が増えるとなぜ私どもの財政負担が増えるかという、町の財政負担割合が生活保護の場合が非常に大きいというところで、それで1千万の増額補正をお願いしているということになります。

一応、障害福祉サービスの扶助費につきましては、ご承知のようにならずと右肩上がりでございます。だいたい利用人数の増加というところもございますけれども、どちらかというと1人あたりのサービス利用料の増加というところが目立つ、ちょっとでこぼこはありますけれども、目立つ部分が多いのかなというような分析をしております。

また詳しくは委員会のほうでご報告申し上げます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員のご質問にお答えいたします。まず工事費の減額でございますが、水巻町通学路交通安全プログラムというのを町のほうで作成いたしまして、年度ごとに工事を進めていっておりますので、このプログラムはもう公表されておりますので、また後日提出いたしたいと思っております。

続きまして、8款4項8目、都市再生整備事業費の公有財産購入費の減額なんですけれども、現在、用地の交渉を行なっている部分が、今年度、ちょっと話がまとまりそうにございませぬので、減額させていただくんですけれども、その理由として先ほどお話ありました、農地転用です。これ、農地を購入しまして、道路用地として使う部分と、駐車場用地として使う部分がございます。道路用地部分につきましては道路法上の事業ということで、農地を転用せずに町が取得して道路として使用することができるんですけれども、駐車場用地につきましては道路法上の事業ではないということで、農地転用が必要ということになりました。その後、福岡県八幡農林事務所とも協議したんですけれども、農地を転用するということは工事をするということになるので、まあ駐車場を作るということになるので、その分の予算措置が必要なんですということで、同年に予算がないと農地転用の許可は下ろせませんということになりましたので、今年度、工事の予算を取っておりませんでしたので、繰り越して来年するか、もしくは1回予算を落として、また再度、来年計上させていただくかということで、いろいろ協議したんですけれども、今回、予算の補正ということで減額させていただいて、来年改めて計上して、正式に農地転用等の事業を進めてまいりたいと思っております。

駐車場なんですけれども、3千300平方メートルを計画しております、もともと駅の南口前に駐車場があったんですけれども、それがなくなっておりますので、その分、今の駅のロータリーになっているところと、反対側のマンションが建っているところですけど、この2か所の駐車場がなくなっておりますので、元、そこにあった台数としまして、一応、150台前後で現在計画しているところでございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

児童クラブの業務委託料の件につきまして、ご質問にお答えいたします。来年4月からの放課後児童クラブ運営等業務委託の開始に伴いまして、円滑に業務を引き継ぐことができるよう、保護者説明会の開催や、増員となる新規採用支援員の採用及び研修等の業務を委託するための費用として増額しております。金額の内訳につきましては、まず業務引き継ぎで想定される経費といたしまして、保護者及び継続雇用となる支援員に対する説明会に参加する支援員の人件費としまして、およそ8万円。支援員の新規採用及び研修実施にかかる費用としまして16万円。業務引き継ぎにかかる事業者の人件費等に約20万円必要というふうに見込んでおりますので、消費税を含めまして合計50万円ということで計上させていただいております。以上でご

ざいます。

議 長（白石雄二）

ほかに質問ございませんか。質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 34 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 34 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 34 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については総務財政委員会に付託いたします。

日程第 10 陳情について

議 長（白石雄二）

日程第 10、陳情について。本日まで受理した陳情はお手元に配付の文書表のとおり、文厚産建委員会に付託しましたので報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 28 分 散会